

80歳以上の方、介護認定を受けている方、障害者手帳の交付を受けている方(条件あり)に、タクシーの基本料金(初乗運賃)を助成します。助成を希望する方は、事前に利用券の交付を受けてください。助成の対象者へは案内文と申請書を送付しますので、申請書に必要事項をご記入の上、下記の会場で申請してください。

## ▼交付内容

	対象者	交付枚数	交付日及び場所	交付時間
1	満80歳以上の方	36枚	●3月30日(月)～4月7日(火) (土日を除く) …役場2階第1会議室	午前 8時30分 ～ 午後 5時15分
2	満79歳以下で、介護保険の要支援・要介護認定を受けている方 (下記4に該当しない方)	36枚		
3	上記1・2に該当する方のうち、 自動車税・軽自動車税の減免を受けている方	24枚	●4月8日(水)以降の開庁日 …役場1階介護健康課窓口	
4	満79歳以下で、身体障害者手帳(1～4級) または療育手帳(A・B判定)または精神障害者 保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けている方	36枚	●3月30日(月)以降の開庁日 …役場1階福祉児童課窓口	
5	上記4に該当する方のうち、 自動車税・軽自動車税の減免を受けている方	24枚		

## ▼お持ちいただくもの

- 申請書(印鑑を押すか、印鑑を持参してください)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(交付を受けている方のみ。年齢や等級に関わらず、全ての手帳を必ず提示してください)
- 令和元年度分の利用券の残り及び表紙(交付を受けた方のみ)

## ▼その他

- 同居の親族以外の方が、代理で利用券を受け取る場合は、委任状が必要です。
- 3月末～4月上旬は混雑が予想されますので、交付に時間がかかることがあります。
- 混雑の程度により、交付場所等が変更になる場合がありますのでご了承ください。
- 一定の条件を満たしている方には2冊目(24枚)を追加で交付します。条件等の詳細は介護健康課または福祉児童課へお問い合わせください。

## 3人乗り自転車貸与事業について

福祉児童課 内線229

自転車走行の安全と良好な子育て環境のために、3人乗り自転車を貸与します。

▼対象者 次のいずれにも該当する方

① 4月1日現在で町内に住所のある満18歳以上の方

② 4月1日現在で満1歳以上6歳未満の幼児を2人以上養育している方で、その幼児を同乗させて3人乗り自転車を運転する方

▼貸出台数 普通車 10台

電動アシスト車 11台

▼利用料 無料。ただし、パンク等の修理費は、個人負担です。

▼貸与期間 4月初旬から令和3年3月31日(水)まで

▼手続方法 3人乗り自転車の貸与を希望する方は、3人乗り自転車貸与申請書を福祉児童課へ提出してください。

申請書は、福祉児童課窓口もしくは町ホームページから「健康・福祉・子育て」子育て支援事業「3人乗り自転車貸与事業について」に書式があります。

▼受付期間 3月2日(月)～16日(月)(土・日を除く)  
▼決定方法 希望者が貸与予定台数を超えた場合は、福祉児童課にて決定させていただきます。(過去2年間貸出実績のない方を優先的に抽選します)

▼その他 幼児は、ヘルメットの着用をお願いします。

